

琴浦町保育園・幼稚園のあり方審議会設置要綱

(設置)

第1条 琴浦町は、琴浦町立保育園・幼稚園のあり方等について審議するため、琴浦町保育園・幼稚園のあり方審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 審議会は、琴浦町の諮問に応じて、琴浦町の将来を見据え、統廃合等を含めて今後の保育園・幼稚園のあり方について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員22人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 保護者代表
- (2) 民生児童委員
- (3) 教育関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 町民代表

3 町長は、町民代表から委員を委嘱するときは、公募を行うものとし、選考基準として、レポート提出等の条件をつけることができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の運営等)

第7条 会長は、会議の議事及び運営等に関し必要な事項を定めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、町民生活課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項がある場合は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成20年8月1日から施行する。

(審議会の招集に関する経過措置)

2 この訓令の施行の日以後最初に開かれる審議会は、第6条第1項の規定に関わらず、町長が召集するものとする。